

NPO法人への寄附促進等の仕組みづくりに関する検討委員会

～認定NPO法人制度の活用促進に向けて～

【第1回検討委員会資料】

札幌市

株式会社北海道二十一世紀総合研究所

■NPO法人に係る法改正の概要

認定NPO法人制度の活用を促進する法改正

◆所轄庁の変更

→ NPO法人の認証、認定NPO法人の認定事務が札幌市に！

◆認定NPO法人の寄附金控除の拡充

→ 認定NPO法人への寄附金控除を拡充することで、認定NPO法人への寄附を促進！

◆認定要件(PST要件)の緩和

→ 認定NPO法人を増やすため、認定要件のうちハードルの高かったPST要件を緩和！

◆仮認定制度の導入

→ 一定要件を満たしたNPO法人を「仮認定」し、設立初期のNPO法人を支援！
(認定NPO法人を目指すステップアップ支援としても期待される)

◆条例による独自の取組(自治体の裁量)

→ 地方自治体が条例指定することにより、幅広いNPO法人を支援する環境を整備
(NPO法人の条例個別指定制度)

その他(すべてのNPO法人に係る法改正)

- ・活動分野の追加
- ・認証審査期間の柔軟化

1. NPO法人の条例個別指定制度

地方自治体が条例個別指定することにより、幅広いNPO法人を支援する環境を整備

(1) 制度の目的

・地域や社会の課題解決の担い手であるNPO法人が寄附を受けやすくなる環境を整備し、NPO法人の活動がより一層充実するよう、認定NPO法人及び仮認定法人以外のNPO法人への寄附金であっても、地方自治体が条例においてNPO法人を個別に指定することによって、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができるようにする。

(2) 条例指定メリット

① 当該NPO法人への寄附金が、個人市民税(6%)の寄附金控除の対象となる

(北海道の条例で個別指定を受けているNPO法人は、道民税(4%)も対象となり、合計10%の寄附金控除となる。)

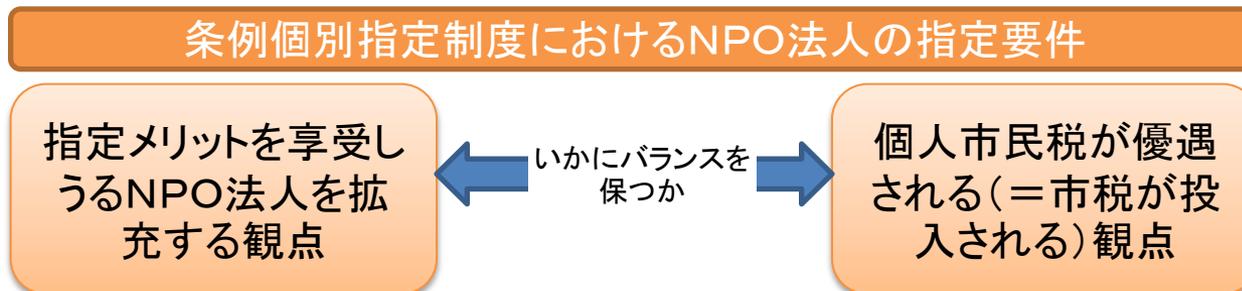
② 認定NPO法人になるための要件の一つであるPST要件がクリアされる

→ 認定NPO法人になるための要件のうち、ハードルが高いと言われているPST基準に適合する。

特に仮認定NPO法人は、仮認定時にその他の要件をクリアしているため、条例で個別指定されることにより、認定NPO法人に移行しやすい

(3) 地方自治体の対応

・条例個別指定制度は、自治体の責任と判断により指定を行う制度であり、指定要件も各自治体が設定するものである。
・指定メリットを享受しうるNPO法人を拡充する観点と、個人市民税が優遇される(=市税が投入される)観点から、指定要件を設定する必要がある。



2. 条例個別指定要件の考え方

■ 条例個別指定対象

住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの

【地方税法第314条の7の第4号】

特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第三項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）



■ 条例個別指定基準の検討にあたって

条例個別指定のメリット

・寄附金が**個人住民税の寄附金控除**対象となる

・認定NPO法人となるための課題となる**PST要件(公益性の基準)**が**クリア**される

認定NPOの認定要件等を参考とした検討

【公益性の基準】

認定NPO法人の要件である「公益性」の判断を、自治体の基準で決めることを可能とし、地域に根ざした公益的な活動を行うNPO法人を支援するため、寄附金控除の対象とする（PST要件を緩和しつつ、独自の基準を追加する等）。

【運営に関する基準】

事業活動の内容や財務状況、情報公開等、組織運営の必要性（PST要件以外の要件適用等）

3. 条例個別指定に係る他自治体の例

	A市	B県	C県	D県
制定時期	平成24年6月(予定)	平成24年2月施行	未定	未定
指定期間	5年間	5年間	5年間	5年間
要件の概要	1. 公益要件 2. 運営要件	1. 公益要件 2. 運営要件	1. 公益性に関する要件 2. 組織・運営に関する要件	1. 公益性に関する要件 2. 公益性を高めるための要件 3. 運営組織及び事業活動に関する要件で判断
主な 具体的 要件	<p>【公益要件】</p> <p>1. 県又は県内の市町村又は市内の他市町村で個別に指定されているもので、市長が適当と認めたもの</p> <p>2. 地域や社会の課題解決に資する者であって当該法人以外のものから支持されている実績があるもの。</p> <p><①及び②の要件を満たすこと></p> <p>①地域や社会の課題解決に資する者</p> <p>②当該法人以外の者から支持されている実績がある者</p> <p>※1、2いずれも満たすもの</p>	<p>【公益要件】</p> <p>1. 県内の他市町村で個別に指定されているもので、知事が適当と認めたものであること。</p> <p>2. 次に掲げる基準に該当している者</p> <p>(1)事業活動が次に掲げる基準に該当していること</p> <p>①不特定かつ多数の県民の利益に資するもの</p> <p>②特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するもの</p> <p>(2)特定非営利活動について次の基準に該当しているもの</p> <p>①特定非営利活動に係る事業の活動の実績があるとともに、その継続性が見込まれること。</p> <p>②当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績があること。</p>	<p>【公益性に関する要件】</p> <p>1. 地域から認知されるための取組</p> <p>①マスメディアによる情報発信を年2回以上</p> <p>②ホームページの更新を年4回以上</p> <p>③一般向け会報誌等の配布、設置5か所以上</p> <p>④一般を対象としたセミナー・イベントを年4回以上</p> <p>※上記のうち1項目以上</p> <p>2. 次のうちから1項目以上</p> <p>①地域住民からの支持</p> <p>●組織運営、セミナー、イベント等へのボランティアスタッフ参加者数が延べ100人以上</p> <p>●3,000円以上の寄附が2年平均で50人以上</p> <p>●主催事業への一般参加者が延べ100人/年以上</p> <p>②他の主体との連携、協働の取組</p> <p>●自治体からの委託・補助等の実績が年1回以上</p> <p>●その他の主体との連携・協働活動実績が年1回以上</p> <p>3. 社会課題への取組状況と地域活性化への貢献実績</p>	<p>【公益性に関する要件】</p> <p>1. 次のいずれかに適合</p> <p>①経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が10%以上</p> <p>②3,000円以上の寄附者が年平均50人以上</p> <p>【公益性を高めるための基準】</p> <p>1. 県民から認知されるための取組を行っていること(次のいずれかに該当)</p> <p>①新聞等を使った情報発信が年2回以上</p> <p>②一般向け会報誌等の配布、設置5か所以上</p> <p>③一般を対象としたセミナーやイベント年4回以上</p> <p>2. 他の主体との協働実績が見込めること</p> <p>3. 継続した活動が見込めること</p>
	運営要件は、認定NPO法人の運営基準と同様			

4. 条例個別指定制度の検討に向けたポイント

(1) 基本的な考え方

① 条例個別指定の対象となるNPO法人とは？

- NPO法人への寄附金が住民の福祉の増進に寄与する観点(公益性)
- NPO法人を幅広く支援する観点
- PSTがクリアされる観点(認定NPOの認定要件との兼ね合い)
- 個人市民税が優遇される(=市税が投入される)観点

② 仮認定制度との関係性

- 設立初期のNPO法人に対する支援あるいは、認定NPO法人になるためのスタートアップ支援としても期待される仮認定制度が導入
- 条例個別指定制度導入の位置付け

(2) おもに「公益性の基準」をどのように捉えるか？

① 特定非営利に係る事業について

- ・市民の利益、地域の課題解決に資する
- ・市の施策に合致する

② 法人以外の者からの支持

- ・PST要件の緩和

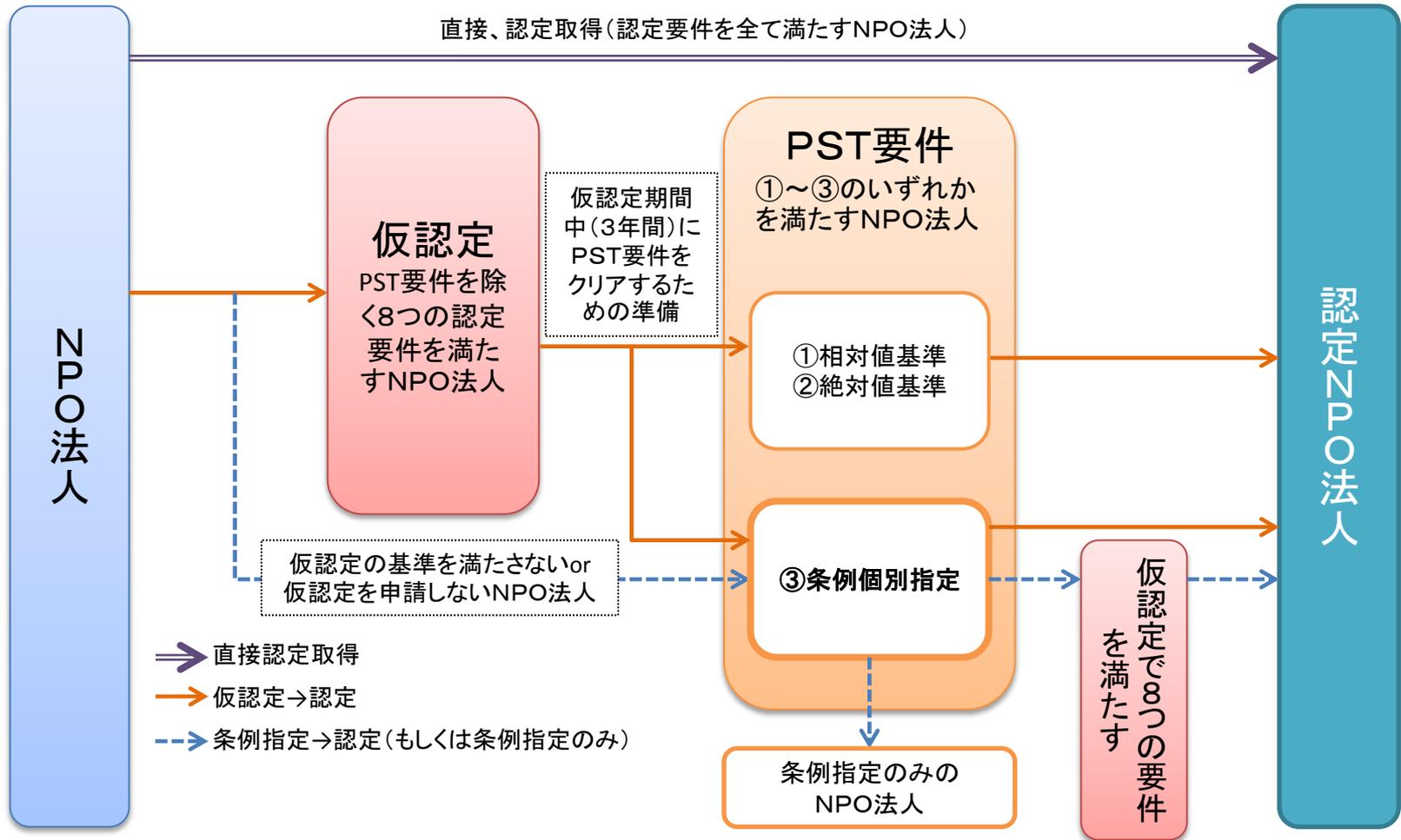
③ 市民から認知されるための取組

- ・マスメディアを使った情報発信
- ・一般市民向けのイベント

③ 他の主体との連携・協働

- ・自治体及び自治体以外との協働実績

◆ 認定NPOへのプロセスと条例個別指定制度の関係性



◆ NPO法人の税制メリット比較

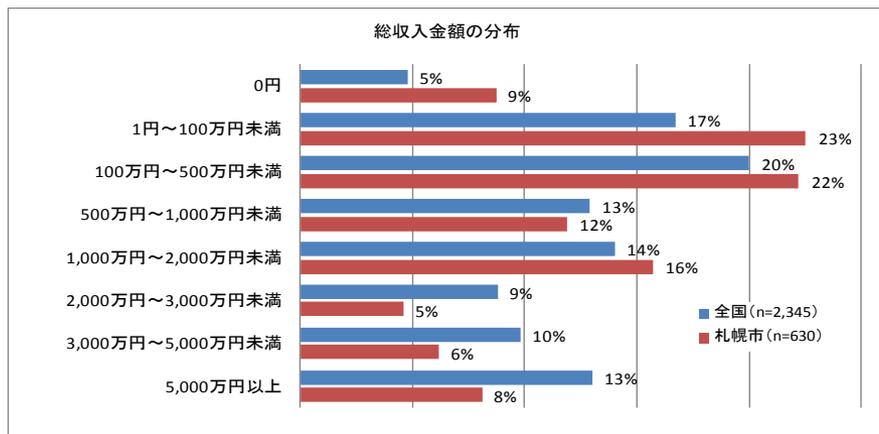
	税制のメリット	認定 NPO 法人	認定NPO法人以外の NPO法人		備考
			仮認定	その他	
所得税	<p>①寄附金控除(所得控除) 「寄附金(総所得の40%相当額を限度)－2,000円」を所得から控除</p> <p>②寄附金控除(税額控除) 「寄附金－2,000円」×40%相当額を税額控除 (「」の金額は所得税額の25%相当額を限度)</p> <p>寄附者は①、②のいずれかを選択</p>	適用	適用	適用なし	法改正により所得控除に加えて、税額控除が導入
個人住民税	<p>「寄附金(総所得の30%相当額を限度)－2,000円」×10%(道民税4% 市民税6%)を税額控除</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・法改正に伴い、条例で個別指定を受けたNPO法人は適用となる ・同法人は、PST基準に適合 </div>	適用	適用	適用なし 条例個別指定NPOは適合	・法改正前は適用下限額は5,000円
法人税	<p>法改正により一般寄付金とは別枠(特別損金算入額)での損金算入が可能</p> <p>①一般寄附金の損金算入限度額 (資本金等の額の0.25%＋所得金額の5%)×1/2</p> <p>②特別損金算入限度額 (資本金等の額の0.375%＋所得金額の6.25%)×1/2</p>	適用	適用	一般寄附金の損金算入のみ 掛率は1/4	・法改正前の認定NPO法人以外のNPO法人の一般寄附金損金算入額(資本金等の額の0.25%＋所得金額の5%)×1/2
相続税	寄附した相続財産は非課税	適用	適用なし		

◆ NPO法人の現状(その1)

NPO法人の事業規模や寄附金の受け入れ状況

【事業規模】

・全国では、事業規模(総収入金額)が500万円未満のNPO法人が約4割であるが、市内NPO法人は5割を超えている。



出典

【全国】

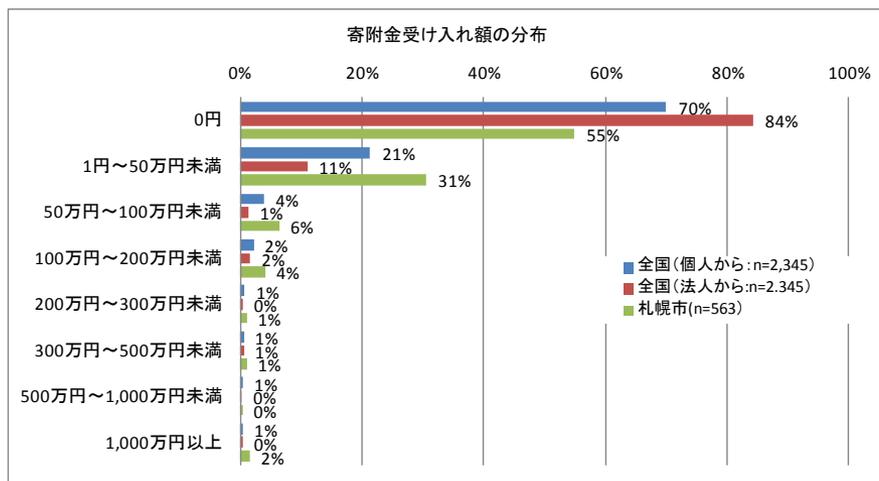
平成22年度特定非営利活動法人の実態及び認定特定非営利活動法人制度の利用状況に関する調査(内閣府)

【札幌市】

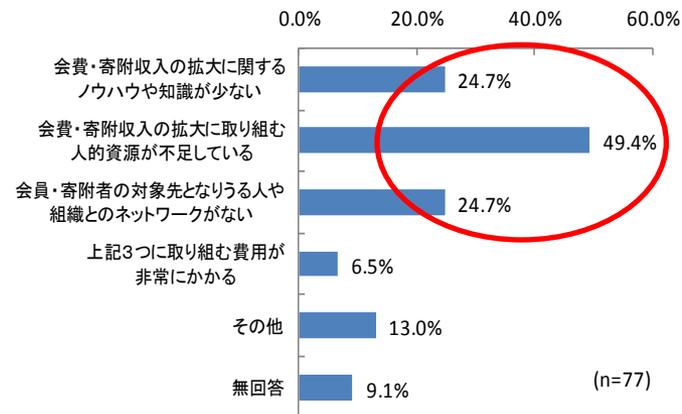
市内NPO法人の収支計算書(平成22年)

【寄附金の受け入れ状況】

- ・全国では、「個人から」、「法人から」の寄附金が「0円」のNPO法人は、それぞれ70%、84%。
- ・市内NPO法人は、寄附金が「0円」のNPOは55%であるが、8割以上が「50万円未満」となっている。
- ・市内NPO法人は、会費や寄附収入の拡大に向けた人的資源やネットワーク、ノウハウ不足が課題



会費や寄附金収入の拡大に向けた課題(札幌市)



出典 同上

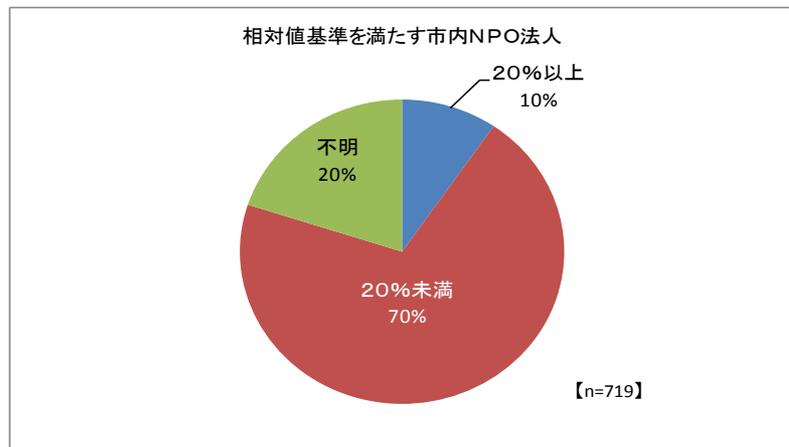
出典 平成23年度NPO等の資金調達力向上事業(札幌市)

◆NPO法人の現状(その2)

認定NPO法人制度の活用可能性

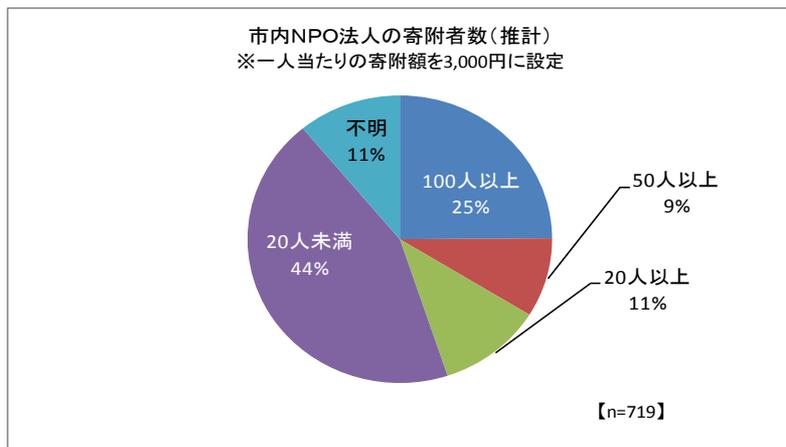
【相対値基準を満たしうる市内NPO法人】

- ・平成22年時点で、PST要件である相対値基準(収入金額に占める寄附割合が5分の1以上)を満たす市内NPO法人は、10%に留まる。



【参考】

- ・制度改正により、PST要件として追加された「絶対値基準」※を満たす市内NPO法人の割合を推計するため、各団体の寄附総額を3,000円で除して、寄附者数を推計した。
- ・その結果、寄附者が100人以上のNPO法人の割合は、25%となっている。



絶対値基準とは？

- ・制度改正により、PST要件に追加された基準
- ・寄附金額が年3,000円以上の寄附者数が年平均100人以上であること